

広島県告示第九百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十四年十二月二十日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道高田沖美江田島線	江田島市能美町高田字明神一七五番一地先から 江田島市能美町高田字遠崎一〇一三九番一地先まで	平成二十四年二月六日